

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel(212)4007-1447

編集責任者 高須裕三
印刷所 関東図書株式会社
定価50円(年間講読料500円)
1970年5月1日発行
第2巻 第5号
(毎月1回1日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 2 No. 5

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

NHKの招きで三度目の来日

カール・G・ミュルダール博士が講演

Prof. Karl G. Myrdal, invited by NHK, Came to lecture in Japan



東京、経団連ホールで講演する
Karl Gunnar Myrdal博士

スウェーデンの生んだ世界的に有名な経済・社会学者カール・グンナー・ミュルダール博士が、4月5日から10日、NHKの招きで来日し、テレビ対談や、東京、大阪で講演などを行なった。

同博士はこれらの場を通じて、軍備競争、南北ギャップ、公害、麻薬など、現代が直面している人類の危険な諸傾向を、まさに狂気であると指摘し、「これを“人類の進歩と調和”に沿って改めさせるためには、広く世界国民を啓蒙し、全世界の世論を盛りあげ、国連を通じて政府間協定を促進することが必要である。人類や国家が、個人と同じように死ぬと考えるのは全く不合理であり、これは何としてでも避けなければならない」とのべた。(講演要旨は4頁)

ミュルダール博士の来日は、1958年に次いで三度目である。わが国のめざましい経済発展を評価しながらも、長期的に日本の利益を考えるなら、ここで国民の福祉増進に力を入れることが大切だと思うと語っていた。

埼玉生協が「ヨーロッパ生協視察調査団」派遣

スウェーデンのKFをはじめとするヨーロッパ有力生協をつぶさに視察調査し、1970年代におけるわが国の生協発展に飛躍的な成果を期そうと、埼玉県勤労者生活協同組合(理事長井堀繁雄氏)は、3月15日から3週間、「ヨーロッパ生協視察調査団」を派遣した。一行は井堀理事長を団長に、あらゆる職業階層の組合員名32からなり、組織、活動情況、マーケティングなどの専門調査班を編成して視察・調査に当たった。

帰国した井堀団長は、スウェーデンKFの活動について、「たいへん学ぶところが大きかった。KF自体はLOとも密接な連携を保ち、DOMS、OBS、学校教育、衛生試験所を柱とする国全体を掌握した組織だ。何よりも感心したのは、単に物価問題とか消費者の利益を守るというより、もっと高い次元で公共的な役割を推進しつつ、全体として消費者の利益を実現していることだ。例えばストックホルムについてみても、行政レベルでの総合都市計画がみごとに調整され、これに応じてKFが効果的に計画をすすめている。わが国の生協運動にも、今後に大きな可能性があることを確信した」と語った。



KF本部で渉外担当のラムさんに博多人形をプレゼントする埼玉生協の井堀繁雄視察団長。

スウェーデンにおける老人福祉政策

Welfare Politics for the Aged in Sweden

立正女子大学教授 菊池幸子

Prof. Sachiko Kikuchi



1. スウェーデンにおける福祉政策の原理

社会民主主義の体制にあるスウェーデンでは、ヒューマニズムを基本として、すべての国民を対象とする保健と福祉に関する社会的プログラムがつけられている。すなわち生活面の社会保障については政府が責任をもつが、個人生活の内容建設については自由意志に任せるというように、“社会保障”と“個人の自由”という一見矛盾対立するような現象を、見事に両立させながら、スウェーデン社会の福祉政策を展開させているのである。

ここで論じようとする老人福祉は、そのなかでも重要視される政策のひとつで、これには所得再配分に対する異世代間の連帯という原理が加味されている。例えば児童手当（満16歳以下）、教育手当（就学中のもの）、老齢年金（67歳以上）等の財源は、生産年齢にある一般成人の納入する国税地方税によってまかなわれているから、すべての国民は生涯のなかで異世代との連帯によって年金を受けているということになるのである。

2. 老齢年金制度

老齢年金は政府資金による基礎年金と社会保険方式による付加年金の二本立となっている。

A、老齢基礎年金——67歳以上のすべてのスウェーデン人に受給資格があり、給付額は物価の上昇によってスライドする。例えば単身者の場合1968年7月で4,931クローネ（約34万5,000円）で、1965年8月以来3年間で約6万円のスライドをしている。また夫婦の場合は退職年金の受給状況によって給付額も異なるが、1968年7月で3,848クローネ（退職年金全額支給者）であった。老齢年金は63歳から割引支給も、70歳から割増支給も可能である。

B、付加年金——付加年金法は1960年1月に成立した。原則として現職中に収入に応じた保険料を年金資金に払い込んでおき、67歳以後に払込期間と払込額に比例して、年金を受ける積立保険方式である。これには退職年金（ふつう67歳から）、早期退職年金と廃疾者年金および家族年金（寡婦と16歳以下の子どもをもつ老人を対象とする）の三種類ある。受給の資格はすべてのスウェーデン人および一定の条件を充てて居住する外国人となっている。このなかでも退職年金は1914年以降に生れた人に完全に実施され、現職中最高の所得のあった15年間の平均の三分の二（65%）を支給する。1895年以前に生れた人は退職年金制度から外されている。付加年金に対する保険料の払込者は、自営業者と事業経営者で、前者は希望によって脱落してもよいが、後者は被雇用者のために強制的に支払わされる。ここでも労資間の連帯関係に注

目したい。

以上二種類の年金を老後に受けるとすると、例えば30年間働いて67歳で退職したスウェーデンの老人は、最低に見積っても、年間約74万6,000円（月額約6万2,000円）の年金を受け取ることになるのである。

3. 老人の住宅政策

基本的老齢年金の他に収入のない老人には市町村（地区）から住宅手当が支給される。現在の平均額は単身者で1,700クローネ、夫婦で2,400クローネであるが、支給額は原則として個人の事情とは関係なく、アパートの家賃として支払われる。

老人の住居は個人住宅、老人アパート、混合アパート（Self-contained flat）の三種類となる。

老齢年金受給者は健康で自活できる限り、現在の住宅に住み続けることを原則とするが、一般住宅の生活に適合しがたくなると、老人だけのアパート（老人ホーム）へ収容される。

老人アパートは都心を離れた閑静な場所に「老人村」とでもいうような区割をつくって、老人専用建設されたアパートである。ここでは寝室の他に共有のホール、趣味を楽しむ部屋、レストラン、中央調理場および医療サービス機関をはじめ、老人用のケア施設が付設されていることから、老人ホームといってよいであろう。ここは内部施設も整い便利にできているにもかかわらず、スウェーデンの老齢人口の約5%が収容されているにすぎず、ここ10数年間にあまり増加していない。「老人村」に建設されたこの種のアパートは、20数年前の建築で古いせいもあるが、老人はここに収容されるのをあまり好まない。たとえ従来とも住みついた都心のアパートが古く、水道、排水の設備がなく、採光も悪く不便であっても、老人は転居して、若い世代と隔離された閑静な老人村に引込めるのを喜ばないのである。

そこで街なかにあつて、老人用の部屋と若い世代の家族用の部屋とを併設したのが混合アパート（Self-contained flatないし、Interspread flat）である。ここでは老人用の部屋と家族用の部屋とはそれぞれ入口が別につき、相互に隔離しているが、必要に応じて家族ないし若い世代と交流できる。この建築は1960年から北部の住宅政策としてプレハブで建てられたが、最近では南部の都市にも老人住宅として、永久建築で多く建てられることが要望され、1967年には全国で24,221となり、急激にその数を増している。

しかし現在進行中の混合アパートといえども異世代間の連帯・交流という福祉政策の原理の実現にはほど遠く、老人と若い世代は同じ環境に住みながら、両者の精神的

相互依存ないし交流は行われがたい。理想的な老人住宅としては、最近計画中の“service house”ないし“collective house”があげられる。ここでは老人用の1DK（または2DK）と若い家族用の3DK（または4DK）とを共通のリビングルームで連続させるのである。ここでは老人も若い世代も、経済的にはもちろんプライベートもそれぞれ確立したうえで、共通のリビングルームで祖父母、子ども夫婦、孫たちの相互の団らん、すなわち世代交流を楽しむのである。いわば新しい意味の三世代大家族を構成するわけである。またこれは service house と呼ばれるものであるから、医者診察室をはじめ趣味のコーナーおよびあらゆる種類のサービスの設備が付設され、老人のためには食事の世話なども行なわれる。この種のタイプの住宅は、幼児のいる家族にも、老人にも適しやすく、将来はひろく要求されてくるものと思われている。

4. 老人のケア

老人のケアは大別して A:closed care（老人を一定の場所に収容して世話する）と B:open care（一般家庭で生活する老人の世話）の二種類となる。前者に該当するものは、前に述べた老人アパート（老人ホーム）とナーシングホーム（nursing home）である。

A——老人ホームについては住宅政策のなかで述べたので、ここではナーシングホームについて述べる。

老人ホームに収容されていても、また一般家庭で生活していても、老人が慢性病に悩まされて、継続的に医者の治療や他人の世話を必要とするとき、または精神的に生活環境を変える必要があるときは、ナーシングホームへ収容する。これは州政府の管轄で、州内の各病院地区に医学的治療とリハビリテーション設備との両方を設えた慢性病療養所があり、地区の老人は州政府の慢性病部門を通して申込み、ここに収容される。ここは老人ホームとはちがいで、生活規則も厳しく一部屋に二人ずつ収容し、個人の家具持込みなどは許されない。治療費は180日間だけ健康保険がきき、その後は一日5クローネの割で患者負担となる。

ちなみにスウェーデンの医療保障制度は、1963年強制健康保険法の成立によって、満16歳以上のすべての国民は義務加入となり、これによって医療費の25%だけが自己負担となる。但し老人は満67歳の誕生日から健康保険金の支払いが免除され、自分の登録している病院の医療費は無料で、近くの病院にゆくときは旅費として4クローネ支給される。

老人ホームはまえに述べた老人アパートと内容的に同じであるが、収容中の老人に退屈させず生きがいを感じさせるように附属工場での職業指導、趣味、娯楽的活動などが配慮されている。しかしできるだけ収容ケアの時期を延ばそうという政策もあって、1964年で収容者の85%は70歳以上、52%は80歳以上であるから、収容期間は75%までが4年以下となる。最近老人ホームとナーシングホームとをかねた総合的ケア施設が欲しいという要求が老人の側から起っている。

B—家庭にいる老人のケア（open care）はまだ充分

とはいえませんが、政策的にもなるべく収容ケアからオープン・ケアに切り替える方針をとっているので、市町村地区の権限において種々のサービスが行なわれている。その第一にあげられるのは老人用ホームヘルパーの訪問サービスで、掃除、洗濯、洗髪をはじめ買物、料理および身の廻りの世話、足の世話（chiropody）などもしてくれる。1968年には約10万1,000人の老人が、約4万2,500人のホームヘルパーのサービスを受けている。また各地区にある老人クラブでは、体操、ピクニック、趣味の各種コース、パーティーなどを催し、市町村の公務員がサービスにつとめている。この他学校給食への招待、歩行困難者への歩行サービス、および老人へのブックサービス等も、スウェーデン社会の特色となるが、地区のボランティア組織によって実行されている隣人サービス（老人の家庭を訪問して、話し相手になったり、使い走りの用事などのサービスをする）は、評判がよく、老人からもその拡大が望まれている。

5. 老人対策の再検討と課題

これまでみてきたところでは、スウェーデンにおける老人の生活状況は概して恵まれた条件にあり、老人対策は成功しているといえるであろう。老人の経済上、身体上の保障については、公共部門において、各方面から外部的援助を行なっているが、スウェーデンにおける老人の自殺は1960年代に入って減少したとはいいながら、なお世界で10位を占めている。このことに対し政府は「個人の内面的問題にまで責任をもつのは難しい」というのだが、今後に残された老人対策は「老人の生き方」といえる。

これはスウェーデンにおける社会民主主義の原理のなかで、ヒューマニズムを強調して「老人ももっと人間らしく生きる権利がある」ということと、社会連帯の原理を強調して「幼年者、成人、老人という異世代間の交流」とを実現することである。この立場から、これまで老人ケアの主軸とされてきた closed care が再検討され、一般家庭にあって異世代のものと同じ環境で同じく権利を行使できる生活状況を継続する open care への政策転換が試みられつつあるのである。

現実には産業化・都市化が急激に進行したスウェーデンでは、日本と同様、老人世代と若い世代の間には、地理的にも、生活様式のうえでも、価値体系のうえでも断層ができて、両者間の交流はきわめてうすい。この現状を打開する一つの手段として、まえに述べた collective house (service house) の建設計画もすすみ、新しい意味の三世代による大家族の再現も提案されている。またマルメ市のリムハム地区につくられた老人のコミュニティー (community) は、closed care と open care を混合した総合福祉センターで、両世代が同地域、同環境に住むことによって、心の交流を実現させようとした試みである。

しかし要は消極的で保守性の強い老人が、世代交流のための新政策を受容するかどうか、いや、いかにすれば両世代を同じ community のなかで同様の幸せを享受させ得るかが、今後の課題とされているのである。

カール・G・ミュルダール博士の講演要旨

The Summary of the Lectures given by Karl G. Myrdal to NHK TV at Osaka & Tokyo

NHKの招きで来日したカール・グンナー・ミュルダール博士の講演会が、去る4月6日、大阪・毎日国際サロンにおいて、また同9日、東京・経団連ホールにおいてそれぞれ開催され、集った聴衆に深い感銘を与えた。

博士は、1898年、スウェーデンのダレカルリア州に生れ、1923年、ストックホルム大学大学院を卒業、1933年、ストックホルム大学教授となった。すぐれた経済理論学者であると同時に、政府の財政、経済、社会問題に関する政治顧問、スウェーデン銀行理事等をつとめ、またカーネギー財団の依頼で、アメリカの黒人問題調査のため渡米するなど、実践的な社会の仕事にも積極的に取り組んできた。1945年、商工大臣となり、1947年、国連欧州経済委員会事務総長を歴任、戦後のヨーロッパ経済復興に尽力した。

主著「福祉国家を越えて」「アジアのドラマ」などで知られる通り、その限りなき人類社会の福祉への追求の姿勢は、世界の人々の深い共感をよんでいる。

以下は大阪、東京での同博士の講演の要旨であるが、NHKのご好意により、ここに掲載できることになった。なお、土屋清氏とのテレビ対談を含むよりくわしい講演集が、5月20日ごろ日本放送出版協会より発行される。希望者は代金120円（送料45円要、全部郵券代用可）を添えて下記へ直接申込み入手できる。

東京都千代田区内幸町2-1-18 日本放送出版協会

また、同博士による「アジアのドラマ」の完結編ともいべき「The Challenge to World Poverty」（世界の貧困への挑戦）が、前著と同じバンテオン社より5月半ばに出版の予定である。（文責 八幡一範）

幸福の経済哲学 一人間疎外か人間回復か

（於 大阪・毎日国際サロン）

Economic Philosophy on Happiness

ご列席のみなさん、友人のみなさん、

いま日本で開かれている万国博のテーマに疑問符をつけて、「人類の進歩と調和？」としてみて下さい。今日私は、これを、制度主義の経済学者、社会学者として論じてみてほしいと頼まれました。このテーマそのものは、世界の発展の可能性と機会を表明するという点で私も全く賛成です。しかし現在の傾向がこれに沿ったものかどうかという点については、私の最近の著作でも申している通り、深刻な疑念を持つ理由があります。

今日、科学技術の進歩は指数曲線に沿って急カーブに上昇しています。われわれが努力を結集して、自然に対するこうした新しい力を活用するならば、もっともっとわれわれ人類の幸福の敵に対して闘い勝つことができる

はずです。無知、飢餓、貧困、病気、早死等の苦しみを敏速に克服し、われわれ諸国の間に様々な形で蓄積された文化の宝を十分享受することができるはずです。

しかしこうした意味で、今日の世界は正気ではありません。また、より正気になっているという証拠もありません。われわれの自然に対する力は、科学技術の急速な進歩によって高まっていますが、反面、人間の合理性、善意を規制する力は高まってはいません。こうした条件のもとでは、これは決して人類の進歩と調和のために使われているとはいえないでしょう。どちらかといえば、むしろ破壊の目的のためにさえ使われています。

第二次大戦の終るころ、連合諸国は「国連」を作り、それに関連する専門機関を通じて密接な国際協力をはかろうとしてきました。この国連の目的は国連憲章の前文にありますけれども、当初に明文化された目標にはちっとも近づいていません。これが通常、「国連の失敗」と呼ばれるものですが、その結果、人類の進歩と調和に対する大きな害悪さえもが一つの傾向としてみられます。

ストックホルム国際平和研究所が発行している年鑑は、今日、世界において軍事支出が爆発的な拡大をみている点を指摘しました。昨年の世界全体の実質的な軍備支出額は、1965年に比べ30%上昇しており、米・ソの二カ国だけでは40%の上昇で、第一次大戦直前の軍拡競争時に比べ実質10倍以上になっています。これに、経済学者が機会費用と呼んでいるものを加えると、実際には全低開発国（中国を除く）の純生産を凌駕するような大きなものになります。技術開発によってほとんど自動的にまで増大するわけですが、さらに悲劇的なことは、低開発国ですらあまりない資源を一生懸命軍備に使っているのであり、これが通常、教育予算を上廻っています。その間、軍備競争を交渉で押えようということには、ほとんど進歩がみられていません。

人類は三種類の階級の国家から成り立っています。すなわち、非常に少数の高度に開発された豊かに繁栄している国家と、その下の少数の中産階級の国家と、そして人類の大部分が住む、きわめて貧しい低開発の諸国であります。人類の進歩と調和のためには、低開発国に住んでいるこれら大部分の人々を対象にしなければならないことは明らかです。

今日の低開発諸国の状況は、中産および上流階級の国家との差をますます大きくし、貧困は依然として深まっています。人口が爆発的に増加してこれに拍車をかけているにもかかわらず、労働力は活用されておらず、将来の見通しもきわめて暗いものがあります。これら低開発

国の真の発展のための条件は、第一に国内的改革ですが、これらはきわめて外交的・楽観的の偏見をもってとりあげられております。例えば「開発途上国」という言葉ですが、スウェーデンや日本ならともかくとしても、この貧しい低開発国についてはとても使えない外交辞令にすぎない言葉でしょう。

さらに、先進諸国が政治的・財政的援助を与えるということが、実際にはこれらの国の少数の権力者の反動的な力を高める結果になっています。

国連は財政的援助を含み、1960年代を万場一致で開発の10年と宣言しました。しかしその後、援助額は頭打ちとなり、物価上昇を考慮すると実際には相当減少しています。それに加えて、援助が協力国のひもつきになり、質が悪化しています。また、借金がふえて将来の国際収支のバランスをきわめて危険にしています。

科学と技術の進歩こそはすべての人の豊かさの可能性を約束するものです。しかし、近代技術は必ずしもそのまま低開発国の進歩に役立っていません。それは低開発国の様々な資源の有無や情勢によって書き換えられ、調整されなければならないからであり、また科学技術のたゆむことなき急速な前進が99.9%まで先進諸国において行なわれるところから、さまざまな貿易状態の悪化をもたらしているからです。科学技術の研究をもっと低開発国の利益に沿った形で行なうことこそ、先進諸国が低開発諸国に対してなし得る最も強力な援助なのです。

一般論的に、先進諸国は今後もますます前進し、経済も伸びるでしょう。ここ1～2世代間に福祉国家の方向に進んできていることは、この経済進歩の果実を何らかの形でより不幸なグループもしくは個人のために供与すべきであることを示唆しています。このような平等主義に基いた改革を行なうことが必要なのです。

人類の将来に非常に不吉な傾向として現われはじめたものに、われわれが数年來気づきはじめている、空気、水、土壌などの汚染、すなわち公害の問題があります。その重要な原因は、近代技術を不注意に濫用していることであり、計算された視野のせまい利益以外に何ら注意を払っていないからです。この傾向からのがれるためには、大規模な公的介入と制限の手を必要とするでしょう。いまや国際条約をもってしなければ大気汚染を管理することはできません。全世界の世論を動員して、関係諸国が環境上の自由に対する侵害に十分な対策をとるようしむけなければ、この世界はますます住みにくいものになってしまうでしょう。

人類の幸福にとってもう一つのきわめて危険な動向は麻薬の流行です。化学・医薬品の進歩とともに、沢山の薬が作られています。使用が次第では肉体的にも精神的にも恐ろしい破壊力をもつものです。密接な国際協力をもってしても、その生産販売や乱用を抑えることは難かしいと思われまふ。卒直なところ将来の薬の進歩を考えたと恐怖におののかざるをえまふ。まさに如実な例として、科学技術の発展が自動的にまで人類の幸福を効

果的に破壊することを恐れるゆえんです。

人類の進歩と調和に対して、現在の危険なくつかの傾向を述べてきたわけですが、この現状は今後の時代に対してさらに危険をはらんでいるのです。低開発国の爆発的な人口増加に対して、産児制限が急速に成功を収めることは期待できないし、労働力の過剰は今世紀の終りまで続くでしょう。また、環境汚染がますます進んでいるということ、麻薬の蔓延のあることも歴史的に前例がありません。さらに、軍備競争、特に巨大な核兵器が作られている事実、さらにますます完成化される化学生物兵器の進歩も、われわれ人類の将来の地平線に劇的な新しい恐怖を生んでいます。加えて、世界的な傾向として世代ギャップの困難な問題もあります。

こうした傾向を集積してみるならば、このおそるべき恐怖、驚異は全く今迄の歴史になかったことです。科学の進歩、技術の発展や発明が、破壊的な目的を助けているという実例です。これは決して悲観論でも敗北論でもなく、現実論です。そしていますべきことは、こうした傾向に信念と懸命な努力をもって対処し、これを別な傾向に書きかえさせることが必要だということです。今日われわれが必要としている勇氣は、絶望的なまでの状態からくる勇氣であり、決して幻想的な、いたずらに日和見主義的な楽観主義の勇氣であってはなりません。

すべての諸国で、みんなが力を結束するならば、国連の力をより効果的に利用することができるはずで、世界世論をして、もっともっと効果的に働きかけることが必要です。

こんにち、われわれは情性でしかあわせて生活しており、日々のことに心をうばわれ、将来考えられないようなことの可能性を忘れていていると思います。例えば、核武装競争の帰結であるとか、生物化学戦争等の帰結などその一つです。これらを、効果的に政府間の協力・協定によって押えることが出来れば、すべての諸国は大量殺戮の自殺行為から救われるでしょう。

毎日しかあわせて生活していても、個人はいずれ死ぬことを知っています。しかし、これと同じように人類・国家が死ぬということを考えるとすれば、これは悲しむべきことであり、きわめて非合理です。社会的な破滅ということは個人の死による破滅とは全く意味が違ふのです。これは避けることができ、また避けられねばならないのです。われわれが先見の明をもって対策をたてなければ、人類はみな亡び、後を継ぐ子孫はいなくなるでせう。

1970年代のアジアのドラマ

——南北問題の未来像——

(於 東京・経団連ホール)

Asian Drama of 1970's

ご列席のみなさん

きょうは、「人類の進歩と調和」を疑問視する私の見解に関連して、先進国と後進国のギャップのひろがり

ついて論じてみたいと思います。

「人類」という言葉が使われます際、その実際の大部分は、低開発国に住んでいるわけです。例えば、アジアの低開発諸国だけで、世界の人口の半分以上が住んでいます。

1960年ごろの世界的な国勢調査でわかったことですが、こうした低開発諸国では人口が爆発的に増加しており、今世紀の終りには倍増するだろうと予想されています。この人口増加の問題こそ、アジアおよび全世界の低開発国にとって、どのような種類の援助よりもはるかに重要度の高いものです。人口を安定できれば、海外からの援助に対する依存度も、国内的な社会改革もより行ない易くなるでしょう。また、より悲劇的な将来の可能性もずっと減少するでしょう。

しかし産児制限を急速に普及させることは容易なことではありません。にもかかわらず、職を与えなければならない労働人口はどんどん増加しつづけています。

第二次大戦以後、これらのアジア諸国は工業化に力を入れてきましたが、工業化の度合や水準の低いこれらの諸国において、近代産業は決して労働集約度の高いものではありませんでした。また工業化の当初には、相当長期にわたる逆流効果が生じます。すなわち、伝統産業および手工業に雇用されている製造産業部門の労働者が職場を奪われるわけです。ですからここ2~30年位の間に、工業化が大いに労働力を吸収することは期待できないでしょう。

都会もすでに十分な労働力をもっており、特に小売業、サービス業、公共部門についてはそういえます。

後進国において、サービス部門の雇用の比率が高いということは、先進国とは逆に後進性を示すものであり、労働力の不完全利用を意味します。現在の工業化のペースを早め、かなり長期間持続できれば農業からの労働力を吸収できるでしょうが、いまは第三次産業で不完全にしか活用されていない貧民街にいる人達をまず活用しなければなりません。経済開発のためには、農業からの避難民としての離農者を都市に集中することは決して利益になりません。したがって当分農業労働者は必然的に農業にとどまっていかなざるをえないと思います。

こうした冷酷な事実を銘記したうえで、アジア低開発諸国の農業事情を概観してみましょう。現在、農業に従事している労働力は、大体労働人口の半分以上で、インドなどでは70%にも相当します。それでいて食糧を十分自給できないのは、大農園以外では単位面積当りの収穫高が非常に低く（日本の5分の1位）、労働力の生産性も低いことによります。加えて労働力の不完全利用があり、1年とか1日のうちほんの僅かしか働かない人が多すぎるのです。ですから農業が粗放的であり、労働力のインプットが非能率的、非効率であるので貧困があるわけです。労働集約度の高い技術を導入し、農業生産をあげるための政府の介入は是非とも必要であり、単位面積当りの収穫をあげ、労働者の労働意欲を高めるようにしむけることが現実に対処する方法として必要です。

いまひとつ重要な問題は土地改革です。伝統的な社会正義の立場からだけでなく、生産性の観点からも重要で

す。土地所有の分割方法だけでなく、農民が自分自身で改善を重ね、高能率に働けるような雰囲気を作ることが大事なのです。収穫率を増加し、労働力の利用度を高め、不完全利用を吸収しなければなりません。効果的な土地改革が行なわれない限り、さまざまな農協とか地域開発とかは農村の不平等を増加させるだけで、生産性の上昇にはつながらないと思います。

農村のそうした状況は都市への貧民の流入となり、スラムを形成し、1970年代の一つの大きな問題となるでしょう。上中流階級との間の不平等は、地方でも都会でも一そう増大すると思います。

こうした国々は殆んど例外なく不平等をなくすことを目標にしてきました。しかし実際にはなぜ相反する結果になったかといえば、実は低開発国の政治権力の分布の問題がからまっているのです。政治的な権力は大体上中流クラスの手握られており、大多数の庶民は消極的なもので、自らの利益や利害がどこにあるのかわかりません。従って貧乏な大多数の人達の状態というものを、権力者達は風景画でも眺めるような気持ちで放置しているのです。

積極的な改革をしなければならぬ情勢はこの他にも沢山あります。例えば産児制限のペースをもっと高め、人口政策を作り出すことです。学校についても数をふやすだけでなく、考え方や精神の内容を改善しなければ、現在のように卒業した者が手を汚して働かなくなるのでは何にもなりません。法律のぬけ穴も多く、施行もすっかり行なわれていません。こうした諸国を私は「ソフトステーツ」(Soft States)と呼んでいます。社会の規律を全体にもっとひきしめなければならないと思います。

ここで特に強調したいことは、日本がかってそうしたように、さまざまな国内的改革は、実際にはこれら諸国自身の手で行なわれなければならないということです。われわれ先進国にできることはそんなに多くありません。できることといえば、改革を促進するようなアドバイスと側面的協力です。例えば、科学技術の研究開発の成果や財政的な援助を産業開発のために与えることです。そうすることによって低開発国の内的な改革を促進するのが、私どものもっとも重要視すべき目標であると考えます。

現在のアジア後進国の情勢は、われわれに一種の警告を発しております。ですから先進諸国はもっと寛大に援助すべきなのですが、ただこれら諸国において、反動的で改革に反対するような人達に力を与えるような形の援助をしてはならないと思います。

私が求めているのは一人の社会学者としての現実主義であり、悲観論でも楽観論でもありません。低開発国の問題はこれまで全く偏見をもって論じられてきております。制度的、政治的な事実として、これら諸国がなぜ低開発国であったかという理由には目をつぶって、外交辞令をのべています。そうして支配階級がのんびりのさばっているなら、これはまさに人類の進歩と調和に相反するものであり、万博のテーマに反する精神ではありませんか。

スウェーデンにおける社会保険制度 (3)

— Social Insurance in Sweden —

スウェーデン社会研究所

理事 松本浩太郎

Director Prof. Kotaro Matsumoto

§ 2 年金保険 (つづき)

(3) 国民補足年金 (National Supplementary pension, ATP)

少くとも3年間にわたって、基本金額(1969年正月で5,800 スウェーデン・クローネ)以上の所得があって、且「年金算定の所得(Pension-Carrying income)」に従って格付けされている労働者は、さらに国民補足年金を受けとることができる。

年金算定の所得は60歳乃至65歳の被保険者に対して計算されている。基本金額の7倍半以上の所得は、年金額の計算にはとり入れない。年金算定の所得を明かにするために、各人の年金点数(the pension points)は、国民保険局に記録される。年金点数は年度始において「年金算定の所得を基本金額で除した数値」として、毎年計算する。

国民補足年金(ATP)からの老齢年金は過去の年金算定の所得の平均額の6割である。完全年金を受給するためには、少くとも過去30年間にわたる年金算定の所得を確保する必要がある。然らざれば30年に充たない年数については、一年毎に30分の1づつ減額する。但し「年金算定の所得の平均額」とは、過去15年間の最高所得についての平均額でよい。

例題を示そう。

年金点数 2.5 基本金額は 5,800スウェーデン・クローネとする。年金算定の所得は次式より14,500スウェーデン・クローネである。

$$5,800 \times 2.5 = 14,500$$

この金額を基礎としてその6割がATP老齢年金の年金額である。すなわち8,700スウェーデン・クローネである。

$$14,500 \times 0.6 = 8,700 \text{ skr}$$

8,700 skr の年金額は、物価指数の騰落に従って毎年修正される。

上述の修正条項の例に「基本金額が6,000skrになった場合」を示せば、年金額は9,000skrにスライドする。

$$\frac{6,000 \text{ skr} \times 2.5 \times 60}{100} = 9,000 \text{ skr}$$

同様に、基本金額が6,500skrに上昇すれば、老齢年金額は9,750skrとなる。

ATPからてい増年金(advance Pension)を受給するためには、少くとも1年分の年金点数を獲得し、且基本年金額からも老齢年金受給要件をみたしている必要がある。

ATPからの未亡人年金は、亡き夫がATPからの老齢年金を受けていた場合、あるいは亡き夫が障害のためにATPからてい増年金を受給していた場合である。さらに必要な資格条件は、夫婦の間に子供があるか、或いは亡夫が60歳到達以前に5年以上結婚生活をつづけていることである。

未亡人年金の年金額は、遺児年金の有無によって異なる。遺児年金が皆無の場合、亡夫がATPから受けていた年金額の4割である。また遺児年金がある場合には、亡夫の年金額の3割5分である。勿論、未亡人が再婚すれば未亡人年金は中止される。

遺児年金は、両親又は片親が死亡のとき、19歳以下の子供に支給される。両親が死亡した場合には、より高額の年金の一方だけが支給される。

(4) 老齢者の保護 (Care of the Aged)

以上いろいろな年金の仕組みは、老齢者の生活保障のために公的部門から種々の方法で継続されている。さらに別の活動が開始されて来た部門は、「年金受給者の住宅をすみやかに建てること」である。すなわち、老齢者の住いや保養所の建築である。年金者の住宅とは、老齢者に相応しい設計であって、老人に必要なサービスを提供する必要がある。老人の住いは同一型の建物であっても、保護や管理は特段の注意をくばる必要がある。さらに保養所はその環境を充分考慮して、慢性的な病める年金者にはお医者さんが面倒をみてあげねばならぬ。

自宅に起居している年金受給者は、ホーム・ヘルパーの面倒を無料でみてもらう。ホーム・ヘルパーの仕事は、洗濯をしたり、お料理を作ったり、お掃除をすること等である。このうえ介護、身体の訓練、手足の治療、車輪にのせて食事をとること等も含んでいる。また心身障害の年金者は整形外科の処理、そのほか技術的援護が無料で行なわれる。

(5) 国民保険の財政の仕組み

国民保険のいろいろな部門毎に、その費用は次の様に賄われている。

①健康保険

被保険者自身の拠出金
使用者の拠出金
国の補助金

②基本年金

被保険者自身の拠出金
国の補助金

③国民補足年金 (A T P)

使用者の拠出金
自営業者は自分の拠出金

(6) 賦課金の免除 (Breakdown of Charges)

被保険者が所定の拠出金を支払う場合には、わが国の社会保険料の非課税取扱いと同様に、所得税の対象外となるが、部門毎に取扱いはことなる。

健康保険の賦課金は、毎年度末に保険事務所から通知をうける。

基本年金の拠出金は、まだ年金を受けていない66歳～70歳の人でも支払う。この拠出金が国税支払いの際、所得額に応じて課税の対象から控除される。

A T P に対する賦課金は、年金算定の所得に対して行なわれるが、これは主に自営業者の場合に非課税扱いとなる。

国民健康保険の事業主の拠出金は、基本金額 (1969年正月で 5,800skr) の7倍半迄の所得を限度として、それぞれの所得の2.6%である。国民補足年金 (A T P) の拠出金率は、労働者の給与の一定割合である。1969年には9.5%である。

国は、医療費の償還の費用、基本傷病手当金、育児手当金、及び任意の傷病手当金等に対して補助金を支出する。地方自治団体が支弁する住宅手当金は、地方自治団体の負担である。

以上のほか、産業災害保険、失業保険の両制度は、国民保険法とは別建の制度となっている。

§ 3 産業災害保険 (Industrial injuries insurance)

産業災害保険はわが国の労災保険に相当する。業務上の災害、疾病、負傷をうけた人々は、産業災害保険から給付がうけられる。この保険制度には、全労働者とある種の学校の練習生は強制加入である。

この保険は国民健康保険と不可分関係となっている。すなわち最初の90日間は産業災害保険から受給して、爾後はひきつづき国民健康保険にひきつがれる。この90日の期間を経過したのちでも、医師、歯科医師、入院等の

ほか一切の医料費は、産業災害保険の会計がうけもってくれる。傷病手当金は別に定める割合で支給されるが、国民健康保険の給付率を下廻ることは絶対でない。また一定限度以上の災害や廃疾になった人々には、終身年金が支給され、死亡すれば死亡一時金が支給される。

§ 4 失業保険 (unemployment insurance)

スウェーデンの失業保険の運営主体は、公認の失業保険組合であり、国は補助金を出すが、加入は任意である。対象は被用者に限定しているが、使用者は彼等だけの失業保険組合をつくっている。

組合から給付をうける条件は、16歳以上、失業していること、健康体、就業の意志を有すること及び公的な職業安定所に登録済みであること等である。

被保険者は5週間以上のうちで、失業が5日間 (待期間) である場合に、はじめて給付がうけられる。この5日の待期間に被保険者は公的な職業安定所に登録して、求職申込みを行なわねばならぬ。ただし、日曜日、休日及び休日の前日は、待期日数に算入しない。

失業保険組合からの給付金は、1日18skrから50skrの区分があり、子供1人に対して1日に2skrの補足手当金がある。

これらの失業手当金は非課税、且1週間に5日間だけ支給される。ただし一保険年度中150日をもって限度としている。ある一定の条件があれば、加入期間の永い組合員は300日間まで延長される。

失業の場合の追加給付

失業者が他の地方に職を求める場合は、旅費や支度金、日当、家族手当等が支給される。

さらに必要とあれば、あらたに職を身につけるために、訓練手当 (Grants in-service training or retraining) が支給される。とくに自立の出来ない人々、たとえば心身障害者、老人、身よりなき婦人等に独立の生活を営むために国の補助金を申し込むことができる。

参考文献

National Sickness Insurance in Sweden. Sten Wengström, published by the Swedish Federation of Public Insurance Funds (Försäkrings Kasse för bundet), Karlskrona

Social Benefits in Sweden. Framiden, Stockholm 1968. 68P Ill. Price: Skr 3.50

以上

「スウェーデンにおける政治学の発達」(2)

The Development of Swedish Politics

明治大学教授 岡野加穂留

Prof. Kaoru Okano

1920年代と30年代は、スウェーデン政治学の黄金時代であったと言い切ることはできない。少くとも、学者・研究者の著作活動に関係した限りにおいてそう言えよう。この時代より以前には、ごく限られた範囲ではあったが、オリジナルな政治学の文献がみられた。研究方法や問題の選択やアプローチの仕方は、性格的にみるとむしろ一つの立場に拘泥しない折衷主義的なものであった。第一次大戦の終り頃から、主に研究者の博士論文の形式で、他国のものとは違った型の数多くの著作が出版された。実際問題として、これらの著作の大部分はスウェーデン語で書かれていたために、国際的には殆ど知られてはいなかった。しかし、その大部分は、専ら、スウェーデンの政治について書いた。若干のものは、政治以外の一般的なものについて論述していた。またごくわずかではあったがスウェーデン以外の問題について述べているものもあった。この時代の研究発達の中心はウプサラで、スウェーデンの政治学について語る時によく使用される「ウプサラ学派」(“Uppsala School”)といわれている。しかし、「ウプサラ学派」という名称は通称であって、別に対外的に公式の呼び方ではなかった。他のスウェーデンの政治学者の著作と比較してみた時に、ウプサラ大学で研究している学者のアプローチに特定の基本的な相違点というものがあるものでもなかった。「ウプサラ学派」という言葉を使用する場合には、他の大学よりも、ウプサラ大学での発展が非常に顕著であったという理由以上のことをいうことはできない。

政治学のテーマの選択は、以前よりもきわめて広範囲になった。他方、かつて使用されてきた特定のアプローチは使われなくなりまた、無視されるようにもなった。特に、政治理論への特定の形而上学的なアプローチに対して強力な反動があった。これは専ら、ウプサラ大学での哲学的研究についての現代的発展によるところがあった。他方、ますます、研究の関心は政治学説史に重点をおくようになった。この中には18世紀の保守主義からファシズムやナチズムまでのものと、現代や古代の政治的イデオロギーを含んでいた。

憲法史の研究は、スウェーデンの政治学にとっては新しい分野ではなかった。この時代にこの研究分野は強力に発展していった。18世紀及び19世紀の憲法の発展に関する数多くの学者の研究が出版された。研究は限られた時期ばかりではなく、議会とか執行部の構造や活動あるいは議会政治の樹立のような憲法上の発展についての特

殊な観点にも関心もたれた。研究方法には従来みられなかったような新しい面も部分的にあった。実際問題として、現代のスウェーデン政府の活動についての研究がそうで、特に国会の機能の手続きの研究は注目したい。主に1435年の第1回国会の5百年記念にはスウェーデン議会の歴史と現在の性格について数多くのすぐれた著作が出版された。これに加えて、現代政党制度の研究が開始された。第一は19世紀の政党発達史であり、ついで政党の現代的構造及び性格の研究であった。

他方、一つの新しい傾向は「比較政治」(comparative government)への関心の増大であった。中でも注目すべき若干の研究は、レフェンダムのような特殊な制度とかあるいは、現代デモクラシーの一般的性格や議院内閣制に関する比較研究であった。この中には、ヨーロッパの議院内閣制についての比較研究もふくまれていた。

新しい問題のいくつかは、社会学との境界線上に現われてきた。大衆運動や組織集団の研究への関心であった。また世論研究も重要視されるようになった。スウェーデンの社会学は性格的に形而上学的なものではなく、むしろ記述的で分析的であった。もう一つの研究は統治機関ばかりではなく、国家の本質的な活動の研究である。特にウプサラ大学では、国家の機能に関する沢山の研究があらわれた。

アングロ・サクソン諸国では重要な二つの分野がスウェーデンでは非常に遅れて発展した。第一は「行政」学で第二次大戦後までは大した発展はなかったが、今日では政治学の主要な課題になっている。第二は「国際関係」論である。

政治学に与えた外国の影響の中で一番に強かったのはドイツの思想で、特にヘーゲルの理論、ついでイエリネックの学説、そして、ハンス・ケルゼンの著作であった。イギリスの影響も無視できない。ジェームス・ブライスは比較政治の研究に貢献したし、学者ばかりではなく、グラッドストーンのような実際政治家も政治研究の発展に相当な影響を与えた。

最後に、過去20年ないし30年の間は、アメリカの社会科学の影響がきわめて重要になってきた。つまり第二次大戦の前後頃から、方法論とか問題の選択に関してスウェーデンとアメリカの社会学者同士の交流が増え積極化したことが、相当な程度にまで影響したわけである。

(完)

スウェーデンにおける産業民主主義の動向

The Recent Movement of Industrial Democracy in Sweden

これまでのところ、産業の機能化は、あくまで機械を中心に技術者によって計画が進められ、人間はその補助的な役割を果たすに留まってきたといえよう。しかし今や、この傾向を逆転させようという運動が、全ヨーロッパ的に行なわれており、その先頭に立つのがスウェーデンである。

今日のスウェーデンでは、「産業民主主義」は重要なスローガンの一つであり、経営者側も労働者側も等しくそれに驚くほど強い関心を払っている。これは、拡大的な産業民主主義が、経営者と労働者の双方に実質的な便益を提供すると考えられるからであろう。

しかし、標語として産業民主主義は魅力があり且つ人気を博してはいるが、多くの誤解も生じている。これは、産業民主主義は人間と技術と経済の三要素の間の相当複雑な相互作用を包含するものであるが、その観念について表面上混乱を招き易い単純さがあるからである。したがって、たとえ産業民主主義が多くの概念を含みうるとしても、その中には真の産業民主主義と違う多くの事柄があるということを確認しなければならない。

産業民主主義は、誰もが楽しそうにし、上司が雇人をきびしく監督するのを控えるといった安易な形式張らない状態なのではない。また、労働条件に関し雇人の満足を増大させ、それによって生産性を高めようとするため、経営者側が造り上げた巧妙な工業技術的な仕掛けなどでもない。一般的な意図としては、(労働者側はむろん)経営者側も、利益を享受すべきであるが、しかし、より生産性の高い新たな機械を設置するのと同様に、産業民主主義をも工場にとり入れることができると考えるのは間違っている。さらにまた、ある論者のいうように、資本主義廃止への一步でもない。たとえば、ある若い急進的な経済学者が産業民主主義を「社会主義に至るワン・ステップ」と規定し、完全に満足すべき民主主義は、資本主義を排除して始めて達成することができる」と主張しているが、しかしこれは感情的な見方であって、広くは認められていない。民間産業においてと同様に、社会主義国においてもあるいは、実際、スウェーデンの国有企業においても、産業民主主義は満足すべき状態にないというのが否定できない事実である。

産業民主主義とは、簡単にいえば、雇人に仕事上の意志決定権を与えようという努力である。これには明確な二つの活動の類型がある。一つは「代表民主主義」と呼ばれるもので、会社の取締役会もしくは意志決定機構に少数の労働者を参加させることをいう。このタイプでは、意志決定権が一般に本物(real)であっても、普通の労働者に与える影響は極く少ない。もう一つは「直接民主

主義」と呼ばれるもので、労働者は、自己の直接的な労働環境について組織と執行の管理権が与えられる。このタイプでは、影響を受ける範囲が最も下の水準にまで拡張される。したがって、最も重要でないと考えられもしようが、しかし、雇人自身にとって最も重要な関心事はまさにこの水準である。その上、すべての雇人が参加しうるので、事実上、会社全体の活動を網羅することができる。

〈産業民主主義の発達〉

スウェーデンにおいて、最初に産業民主主義を研究するための議員による委員会ができたのは丁度50年前であるが、その成果は芳しいものではなかった。

過去20年の間に、西独、ユーゴスラビア、スウェーデン、およびその他の諸国において、産業民主主義に関する実際の法令、制度、そして協議会などがつくられ、その関心が示されたことはあるが、いずれも顕著な成果を収めることはできなかった。

しかし、過去2・3年の間に、再び産業民主主義への関心が全ヨーロッパ的に急速に高まり、今後は、この発展を止めることは不可能に思われる。というのは、いくつかの影響が作用しつつあり、全く新たな事態が造られているからである。

最も重要なことは、産業の組織の仕方に欠陥があったという認識が強まっていることである。数十年の間、産業の主要目標は、最小費用で最大の生産をするという生産技術的に進んだ制度を工夫することにあった。そのため、大きな生産工程は小さな作業段階に区分され、個人がこの与えられた機械的環境に適合せしめられてきたのである。この制度は偉大な繁栄をもたらしたものの、労働者の、環境からの「疎外」状態と一般に要約される好ましからざる副次的効果をも生ぜしめた。

また、この制度はますます機械化を促進し、工具側の知性の低下を強要してきたのであるが、他方では、教育制度の改善がcausingないほどの知的労働者を養成してきた。その結果、「仕事の内容と個人の働かしうる知的能力との間のギャップが拡大しつつあり、これが最大の社会問題の一つとなっている」のである。

この労働者の増大的な疎外が、2年前にフランスで爆発した「5月事件」の有力な原因であり、フランスの経営者団体の作成した宣言文が、参加を「社会平和への鍵」であるとしたのもこのためである。スウェーデンにおいても、労働者の疎外の増大の問題が十分認識されつつある。

その上、スウェーデンにおいては、ほとんどすべての如何なる規模の会社にも設置され労使協議の場を提供し

ている現在の作業審議会 (work council) に対して、次第に不満が高まりつつある。作業審議会は、1950年代に設けられたもので、会社が審議会に計画を出し、雇人と討議を行なうのであるが、最終決定権は与えられていない。したがって、経営者側の示す最終的計画を労働者は受け入れなければならない。また労働調査によると、単に作業審議会全体の3分の1のみが、知的な提案や反対意見を出すために、会社側から十分な情報を得ているに過ぎないのであった。このような状況が、雇人の影響力を示すための他の手段を見出す烈しい感情を醸成したのである。

さらに、幸いにも同じ時期に、行動科学者が、民主的な作業方法を導入し且つほとんどすべての当事者を満足せしめることができそうな技術的な方法を工夫しつつある。

＜社会技術的制度＞

最もよく知られている方法は「社会技術的制度」(socio-technical system) と呼ばれるもので、初めロンドンの Tavistock 研究所の Fred Emery によって考案され、ノルウェーにおいてオスロー大学作業心理学研究所の Einar Thorsrud の指導の下に実施されたのである。要点は、生産工程を小さな自治集団に分け、それが事実上、作業遂行の全責任を引き受け、職工長の監督を最少限に減らすのである。しかし、再組織は労働者の積極的な協力を待って初めて計画されねばならぬということが重要である。その結果は、仕事が拡大され、ヨリ多くの責任が労働者に与えられ、そして増大的な機械化が逆転されることになる。すなわち、技術的制度が、人と機械の両者の必要を考慮した社会技術的制度に変換されるのである。これは本質的に「直接民主主義」の形態である。数年に亘る実験の結果には顕著なものがあり、労働者の満足は相当増大し、生産性も高められたのである。このことは必ずしもノルウェー人が産業民主主義の最終的な真理を見付けたというのではなく、その成功によって、民主的な方法が経営者側の利益を損うことなく産業において実行できるということを意味している。

経営者側にしてみれば、ノルウェーその他における実験の大きなそして信じられぬほど単純な意味は、貴重な人的資源が無駄になりつつあり、且つその埋め合わせのための考慮がほとんどなされなかったということなのである。如何なる実業家も高価な値段で購入した原料の半分を捨ててしまおうなどと夢想させないであろうが、しかし實際上、実業家が高価な人的資源を自由に使って成就しようとしていたことは、まさしくこのことにほかならないのであった。

これらすべての影響が組み合わされて、スウェーデンにおける現在の高い関心を呼び起こしたのである。既に2年前、主要な組合団体と雇用者連盟は「協力問題発展協議会」と呼ばれる団体を結成した（「民主主義」という言葉を名称の中に入れることは、可能な政治的色彩を

排斥するために避けた）。昨年9月、この協議会は、産業民主主義への各種の接近を試験するために、一連の広汎な計画を発表した。（Bulletin 2巻2号9頁参照）

この労使団体の協定は、両者が重要な点で譲歩したことを示している。雇用者連盟は、1906年以来、そのメンバー会社のすべての労働協約において標準となっていた第32項（以前は第23項）と呼ばれる一箇条と矛盾する試みに同意した。すなわち、この条項は、「雇用者は職員を自由に雇用し且つ解雇しうるのみならず作業を監督し且つ分割しうる権利を有する」と規定しているのである。LOは、取締役会に労働者代表を参加させることに長年反対し続けてきたが、この方針を変えることに同意した。LOが会社の経営に参加することに常に極めて慎重であったのは、参加によって、労働組織としての役割と相容れない任務をLOが引き受けねばなくなることを意味するからであった。此度は、取締役会への代表参加が、単に労働組合の利益を別な方法によって支援する機会を提供するような、多くの手段の中の一つになることを希望したために、方針が緩和されたのであった。

協定における両者の目標は生産性の増大と労働意欲の向上にあるが、二つの目標を達成することは可能であると信じられており、そのための最も重要な鍵が、各種の技術的な解決にあるのではなくて、双方の態度を変えることにあると考えられるのである。

間もなく各種の実験が多くの会社によって実際に行なわれる筈であるが、すでに二三の企画は実施に移されている。空気ドリル等のメーカーであるAtlas Copco社の一部門では、4種の作業場に15人の労働者が働いているが、作業場の柵が除去され、労働者は各自の責任を拡大し自分たちですべての作業を計画、実行し、監督されることを最少限に留めている。国有の Svenska Tobaks AB の工場でも、少し前に雇人の作業上の役割を増大させる実験が始められている。同じく国有のLKAB社でも意志決定における雇人の参加を大胆な企画の下に進めている。Orrefors ガラス製造会社でも完全な参加の計画を打ち出し、新たな型の組織化が行なわれている。

＜利潤分配制＞

産業民主主義の一形態に、フランスやアメリカ合衆国における数社において採られている利潤分配制がある。しかしこれはスウェーデンにおいてはあまり評価されていない。なぜならば、仕事が単に賃金の対価たる商品としてのみ与えられるという考え方は、疎外の問題の一つであり、賃金は解決策にはならないと考えられているためである。さらにそれは、賃金交渉を妨げることになる。

今日の産業民主主義への関心の高まりが、産業生活に永久的な刻印を押すことになるか否かは誰も確言できないが、産業民主主義を促進するための条件は、スウェーデンにおいては他の諸国におけるよりも、そしてかつてないほど好都合となっているといえる。（M. K.）

スウェーデン短信

Brief Notes in Sweden

経 済

貯金はがた落ち

Sparandet rasar

最近スウェーデンでは、個人の貯蓄心が低下したことが問題となっている。それは、私的消費の増加が私的可処分所得の伸びを上廻っているということなのである。1965年から1968年の間に消費の伸びと可処分所得増加は次に示すようなアンバランスを記録している（左は消費の伸び率、右は可処分所得の増加率）

| | | |
|------|------|------|
| 1965 | 5% | 2.8% |
| 1966 | 2.2% | 2.1% |
| 1967 | 2.3% | 1.0% |
| 1968 | 5.1% | 4.1% |

（この年は略バランスが取れている）

1969年の分も恐らく前者19.2%に対して後者は10%ということになるであろう。この関係は直ちに貯蓄にも反映している。すなわち、プライベートの貯蓄は1964年の50億クローネから1965年の42億、1966年の44億、1967年の60億、1968年の35億、1969年の28億と変動している。特に1968年69年の低下は目立っている。

その原因については色々論ぜられているが、社会保障が行届いた結果、個人が経済統制力を喪失してしまったこと、月賦払の行きすぎ、さてはインフレ恐怖までが数えられて来ている。何れにしても、これは産業投資財源に連なる問題でもあり、今政府がやっきとなって貯蓄を奨励している。（M. O.）

産 業

SKF工場の公害防止装置

Stoftavskiljare och Ljudfällor vid

SKF Katrinenholmsverkens

SKFのKatrinenholmの新成型工場は、稼働を開始した。この新工場建設に投資した資金は1,200万クローネである。この新工場はこの種類のものとしては、ヨーロッパでは最新式のものである。これによって1960年代に手がけていたKatrinenholmの成型・鑄造工場の合理および近代化は完成したことになる。この工場では、成型と鑄造と製品の取出しが完全に自動化され、生産能力も見違えるほど高まり、これによる利益率も増加するであろう。今までのような重労働は工場から姿を消している。自動成型設備は年額15,000トンを目標に建設された。これは二交代制の話である。従来年産能力は7000トンであった。作業人員も従来の40余名から6名に節約された。第一年度には、一交代で作業するが、8500万トンの資材が、ピン詰状態で、設備の内ぐるぐる廻わされる。

この新工場に投資された1200万クローネのうち300万クローネは、公害除去のための設備費に当てられた。塵埃は真面装置で集められ、1時間120,000Kbmの割合

で、分離装置で濾過されて直接空中に放出される。なお清浄になった空気が放出されるとき騒音は、特別の遮音装置で緩和される。（M. O.）

ウデワラ造船の建造した巨船第一号

Första Jättestyrtet från Uddevallavarvet

今回、国営ウデワラ造船所は、ノルウェーのSandefjordのThor Dahl社に228250dmtのT/T Thorshammer号を納付した。この船はノルウェー船主から注文されている同型3隻のうちの第1号である。

データの詳細は、長さ324.97米幅48.10米高さ（上部甲板まで）26.47米、吃水20.44米、巡航速度16.5ノット、最高軸効果32400キロ馬力である。船尾デッキ部には、最高級の装備を有する居住室が6室ある。錨の重さは14.5トン（1個につき）、プロペラは5葉で径8.8米50トンである。（M. O.）

グスターフスベリイ社が

真空トアレットを採用した

Gustavsberg med i Satsning på vakuumtoalett

K傘下のグスターフスベリイ社はAB Vakuumsystem社と提携して、真空トアレット事業に乗り出すことになった。

AB Vakuumsystem社は主にスウェーデン国内の事業を担当し、外国向の仕事はElectroluxに委せていた。しかし今度は、この事業に参加するのはBPA社、Siab社、Electrolux社、このsystemの発明者Joel Liljendahl氏そしてGustavsberg Fabrikの六者となった。

Vakuumsystem便器は水を使わずに、空気で水洗（真空洗）の役目を果たせようとするものである。これは将来都市の水が不足することを見込んだ一つの考案である。G社は日本で言えば東洋陶器社式の事業部門を持っている。（M. O.）

労 働

新賃金体系は目下検討中である

Nyalöneformen på väg

LKABやKirunaやMalmsbergで勃発した所謂ヤマネコストは、スウェーデン経済界に対する警鐘になった。心ある人のなかでは、1970年代のスウェーデンは、1960年代の英国の轍をふむことになりはしないかと憂えている向も多い。しかし同じヤマネコストでも英国の場合とスウェーデンの場合の間には本質的に大きな差異がある。すなわち前者においては労働層と経営層とは全く断絶して終っているのに対し、後者の場合は、この国の賢明な民主主義の普及によって、相当短い期間によく釣り合いのとれた秩序に立ち返る可能性は十分ある。

今スウェーデンでは、LOはLOでSAFはSAFで、最も時代の要求にあった賃金体系を検討している。なおこれと平行して職業別組合連合でもそれぞれの立場から、最も望ましい姿の賃金形態を探索している。特に業種の関係から最も近い間柄にある金属・機械部門では、協同

研究を行なっている。

特に目につくことは、スウェーデンの金属機械部門には請負給制が多いことである。L-O-S A F協定傘下の事業所の60%は請負給制をとっているとのことである。

何と云っても、労務者の立場から月給制を求める声も高い。なおホワイトカラー族とブルーカラー族との間に給与上の不公平があると非難されている。

能率給の問題そして時間給の問題も勿論各方面から検討されよう。なお将来の設備工業特に完全オートマの場合には、労賃の査定がどうなるかも問題になっている。

ここで最も注目するような意見が、L Oの幹部であり同時に社民党の国会議員から出ている。その要旨は税制と社会政策によって平等運動の目的を達成しようとする政府の遣り口は余りにも手緩い。また給与の問題を労使諸団体の善意ある協調の成果にだけ求めるのは、政府の責任逃れである。政府はすべからず、賃金政策を確定して、この疑問を解決すべきであるというのである。この意見は企業の固有化に一步踏み出す意味ともとれる。

スウェーデン経済界では、労使紛争の原因として両者の意思疎通の円滑を欠いていることを指摘している。両者の間にはカナルを必要とする。そしてこのカナルは何時もきれいに清掃され双方からの意志がよく通る状態に置く必要がある。これに関連して、企業デモクラシーが熱心にとり上げられている。これはウィグマン工業相の発案であり、既に国営企業において試みられようとしている。独逸式の所謂労務者参加の経営会議案もあるが、近く法制化することになっているものに従業員企業の監査参与案がある。(M. O.)

社 会

オフィス レディの家計

Månadsbudget av två frikorna

A嬢は20歳でStokholmの銀行に勤めて、月給2,000クローネ貰っている。[彼女の家計のやりくりを覗いて見よう。]

| | |
|------------|---------|
| 月給 | 2,000 |
| 税引後の手取り | 1,200 |
| 家賃 | 160 |
| 家事費(食費その他) | 400-500 |
| 娯楽費 | 150 |
| 旅行 | 100 |
| 貯金 | 200 |
| 計 | 1,200 |

金に余裕さえあれば、許婚者と一緒に夏休みをスウェーデン国内でとりたいたいと言っている。

B嬢は23歳ストックホルムのある建設会社のタイピストである。彼女はどちらかと言えば社交家で、タバコも吸う。さてその家計は、

| | |
|----------|---------|
| 月給 | 2,200 |
| 税引手取 | 1,345 |
| 家賃 | 204 |
| 家事費 | 200-300 |
| 娯楽費 | 300-400 |
| 旅行費 | 50 |
| タバコ | 150 |
| 貯金(ときどき) | 100 |
| 計 | 1,345 |

なおB嬢は娯楽費と食費は融通し合うので区別がはっきりつけられないと言っている。何時もアパートに訪ね

て来るお客が多いので、娯楽の方は少いと嘆く。

ところでA嬢のアパートについて一寸のぞいて見ることにしよう。彼女は数カ月前、ストックホルムの郊外でとてもよい部屋を手に入れた。キッチン・バス・トイレ家具は自分持である。彼女の家具はよく色調が整っている。赤褐のソファはベッドとしても使える。棚は三つに区分され、きれいな食器棚も買った。家具の塗装はブロンド一色に統一されている。じゆうたんはレアマットである。

ところでこの調度を整えたために、彼女は3000クローネ貯金をおろし、不足は両親と婚約者から援助を受け、合計約5000クローネ使ってしまった。(M. O.)

年収 30,000クローネ

Årsinkomst-30,000Kr

Sträng 蔵相の税制改革案では、年収30,000クローネの納税者を一つの標準として、それ以下(含む)の人たちの税を軽くするのが一つのねらいのようである。ところで、年収30,000クローネの人の数は、1967年の納税実績では約540,000人であったが、その後相続く賃上げで、もう2-300,000人増加していると言われている。序でに、スウェーデンの給与生活者がどれ位の収入があるか、二・三当って見ることにしよう。

現時点で、スウェーデンの平均時間給は、17クローネになる。今時間給で計算して一番給料の高いのは、地方公務員と国家公務員で、23.50クローネの勘定で貰っている。1960年代は銀行マンがトップで21クローネであったのが、今は公務員に抜かれてしまった。略々平均水準に位するのは、飲料製造とタバコ製造の労働者である。一番悪い方では農業労働者の12クローネ、漁業労働者の12.50クローネであるらしい。この両業種では、1960年代に改善が行なわれなかったようである。鉱山労働者も決して良い方ではない。それでも1960年代には略々平均水準の線にあったのだが、今では16.25クローネと平均以下になって終った。(M. O.)

財 政

スウェーデンの自治体が強大になる

Kommuner växande gigant

スウェーデンでは、最近財政面で、地方自治体が、中央政府よりはだんだん強くなって来た。

1969年の実績を見ると、国庫の収入は389億クローネで前年比11%増、地方自治体は348億クローネで9.5%増である。しかし国庫の方は220億が右から左へとトランスファーされるだけである。しかもその内86億クローネは地方自治体に交付されている。

収入の部は以上のとおりで中央と大きな差がないが、財経經常サービスや個定資本形成の面では、中央と地方との差ははっきり出て来ている。すなわち、財経經常サービスでは、地方の239億クローネ(もっとも多くは給与であるが)に対して中央は132億クローネ、固定資本形成の面では地方の85億クローネに対して、中央は45億クローネである。

概括的に申すと、資金需要の面でも、地方の方が旺盛で、地方対中央の増加要求と比較すると、10%対5%になる。このように地方の収支が莫大であり、増加要求も強いことに対し、自治体の浪費を非難する向も出ている。大体スウェーデンの自治体の財政面での自治能力は相当高くなっているように見える。(M. O.)

住宅政策と住宅事情 一日瑞比較

Housing Policy and the Housing Situation—a Comparative Study
between Japan and Sweden.

研究員 永山 泰彦
Yasuhiko Nagayama

はじめに

日本で半生を過ごしたフランスのル・モンド誌の記者、ロベール・ギラン氏は、ベスト・セラーの「第3の大国 日本 井上勇訳 朝日新聞社刊」のなかで、日本の産業——造船、鉄鋼、自動車、エレクトロニクスなど——や鉄道のめざましい発展を高く評価しているが、「住宅問題は、おそらく多くの人々にとってもっとも焦立たい問題のひとつであろう。みずばらしい建てかたで、しかも金のかかる小住宅の貧弱さ、狭さばかりでなく、人口過密の環境でその場所の不便さが不満のものである。日本人世帯（約2,250万世帯1965年）の450万世帯が不満足な住宅に住んでいる……（同書460ページ）」と指摘し、さらに、近代的ベッド・タウン、団地についても、「しばしば、みじめな光景であるが、耐久性または半耐久性のアパートメントの団地が続出している。それらのアパートはまったくの兎窟で、この場合は審美的ないささかの考慮を払わず、単にできるだけ多くの居住者を狭くする区画のなかに押しこめることだけを目的として建築された住宅の行列である……（同書22ページ）」と酷評している。フランスの住宅事情も、ヨーロッパでは必ずしも良いとは言えないが、ギラン氏のこのような指摘は、近年日本を訪問する多くの経済学者や実業家などが感動するような、わが国の「生活面と生産面のアンバランス」に意味があるようである。

先日来日した世界的に著名な、スウェーデンの経済学者、K.G. ミュルダール博士は、NHK主催の講演会で「日本のように人口が過密な国にとっては、GNPの成長率をおとすことは、一時的につらいことはよくわかるが、長期的に考えると、ここ数年間GNPの成長率がおちても、住宅水準の向上のような、社会福祉の充実に力を入れる方が日本のためになるのではないか」と指摘されたが、日本にとって暖い忠告であろう。

このような住宅問題は、とくに大都市周辺において、ギラン氏の指摘したような、旧市街地の過密と、新興ベッド・タウンのスプロール化によって象徴されているように、戦後25年間で解決されなかった最大の問題の一つであろう。しかし、最近、第2次住宅5カ年計画で、950万戸の住宅建設などの計画が固められつつあり、ニュー・タウンプロジェクト、本格的な住宅産業の結成、旧市街地の再開発等、ようやく問題解決の方向に動き出したように思われる。

このような住宅の実情については、従来から、住宅の供給そのものの技術革新の決定的な立ち遅れ、住民の意識の遅れ、政府の住宅政策の貧困等が指摘されている（日経44年1月10日、同年12月12日等の特集、民間デベロッパー 日経文庫等）。しかし、住宅を人間が活動する理想的な社会における組織として考えず、単に寝る場所として日本の場合より主観的な解決をとる限り、根本的な解決は困難なようである。例えば、地価にしても、すでに大都市周辺では、勤労者が毎年の所得だけで購入するのが困難な段階にまで来てしまった。われわれは、



ファルシュタ（Farsta）、スウェーデンでは、ベリングビー（Vällingby）やソルナ（Solna）とならぶ代表的なニュータウン。ストックホルムから12kmの地点にあり、地下鉄と高速道路で連絡されている。暖房は、湖をへだてた原子力発電所から送られてくるスチームを用いた「地域暖房」が採用され、各家庭に配管され、調理などは電力が用いられている。安全や公害の点からも完璧で、ガソリンスタンドは住宅地域内には設置されていないし、ガスは安全性の面から用いられていない。歩道と車道は完全に分離され、高層住宅地域を中心に、高所得者向けの2〜3戸建ての低層住宅が周囲に建てられている。家賃は標準的な3LDKで月400クローネ（約28,000円位）と比較的安い。写真は地下鉄駅を中心に左手に高層住宅区域の一部、右側はショッピングセンターと駐車場である。

政府の積極的打開策を期待したいものである。わが国のように教育水準が高く、意欲的な国では急速な波及効果が期待できよう。

この点、約80パーセントの住宅がセントラル・ヒーティングの設備をもち、約15パーセントの世帯が別荘やサマーハウス（夏の休暇用の小屋）を所有し、住民あたりの戸数ではアメリカを上回り、世界第1位の水準にある

（第1表）スウェーデンの住宅政策は、一見わが国の現状とは無関係であり、高根の花のように感じられるかもしれない。しかし、スウェーデンの住宅に対する基本的な条件では、わが国と類似しており、20数年前までは現在の日本以上に住宅不足が深刻であり、それがわずかに15年間で解消され、今日の水準にまで高められた背景は、わが国の住宅政策の参考になるであろう。そのような点について、スウェーデンのいくつかの資料を参考にして、日本と比較してみたい。

第1表 主要国における住宅総戸数、および住民1,000人あたりの住宅戸数（1960年）

| | スウェーデン | アメリカ | 英国 | フランス | 西ドイツ | フィンランド | 日本 |
|---------------------|------------------|-------------------|--------------|-----------------------------|--------------------|--------|-----------------|
| 住宅総戸数 (1,000戸) | 2,675 (2,875) | 58,326 (2,875) | 16,579 | 1962年 15,826 (19,200) | 16,407 (19,200) | 1,211 | 1965年 22,580 |
| 住民1,000人 当たり住宅戸数 | 357戸 (372戸) | 325 | 1961年 315 | 1962年 340 | 292 | 272 | 228 |

資料出所 Svenska Handelsbanken, The Scandinavian Market '69 日本の数字は昭和40年度国勢調査類似した基本条件



antenna

ミュルダール先生がNHKの招きで久々に日本にみえた。大阪と東京で講演されたが、わたくしは都合がつかずうかがえなかったのは残念だった。しかしアルムクヴィスト大使とアミノフ参事官の御厚意で晩餐と昼食の御招待に与ったので、ゆっくり御目にかかる機会をもつことができた。先生がこの前訪日されたのは、1958年というから、もう12年も前のことになる。そのときは麻布の国際文化会館に泊られたので気安くお目にかかれた。当時すでに学者として世界的な令名を馳せておられたけれども、こんどのようにスケジュールに追われてはおられなかったようだ。文化会館の松本さん、世界経済調査会の木内さん(ともに現当所理事)たちと一晩銀座で歓談したりした。それから10年を経た1968年の秋わたくしがスウェーデンを訪問した際、ストックホルムの先生の研究室(大学キャンパスとは別に、市中の新築のビルの19階にあり、10数人のスタッフもあり、むしろ独立の研究所といった観を呈している)を訪問した。たまたま総選挙の翌日であり、その総選挙で先生が支持している与党の社民党が大勝したときで

あったせいだろう。大変な御機嫌で“きみ選挙の結果をみたか”といい、“どうだ、どうだ”といわんばかりの調子だった。わたくしはその数日前、ロンドンで先生の新聞(多分先生の畢生の名著といっていい)“Asian Drama”をもとめたのを持参したのにサインして頂いたが、それをきっかけに後進国問題について懸河の弁を振われ、あれやこれや質問を連発されるので、応答に困窮したことが思いだされる。

その後日本は予想外の経済発展を示したが、その半面過粗過密、公害といった悪現象を起してきた。その当然の結果として、そうした社会問題の先達としてのスウェーデンに対する関心は各方面にかなり強くもりあがってきたようである。これからもますます強くなってゆくであろう。ミュルダール先生はこれも日本がこんご拡大しなければならぬ後進国開発協力問題に強い刺戟を与えられたが、前記の社会問題や国防問題にわれわれがスウェーデンに学ぶことはますます多くなるであろう。その意味で当研究所の任務と責任とはますます重くなってゆくと思わざるを得ない。大方の一層の御理解と御鞭撻を請う次第である。

所長 西村 光夫

スウェーデンは、人口約800万人、国土面積はわが国の115パーセント、1平方キロ当りの人口密度は17人、日本とは対象的に人口が希薄な国である。このような相対的に広大な土地をもつ国には、「土地問題=住宅問題」である日本人の感覚からは、土地が豊富にあり、住宅問題は最初から存在しなかったように考えられがちである。しかし、スウェーデンでは、「宅地」というのは最終製品であり、現代人が人間として快適な生活を営むためには、資源としての「土地」に、電気、上下水道、ガス、交通等の公共投資が完備し、さらに火災、風水害等の自然から生活の安全が保障され、さらにコミュニティとしての人間活動のための諸機能がスムーズに行なわれるために、学校、市場、郵便局、病院、警察、さらに図書館、世代間の交流や集会のための施設が組織的に、いわゆるシステム化されて、はじめて「宅地」になりうるのである。したがって、製品としての住宅地を完成するためには、集中的に、かなりまとまった投資が必要である。これは、スウェーデンのように、人口が少なく、総生産力がわが国の5分の1という国にとっては、集中的、計画的な投資が要求され、「宅地」の希少性はわが国と大差がないことになる。

そのうえ、スカンジナビア半島は、約1万年前までは厚い氷床におおわれ、重い氷の圧力で土壌は削りとられ、土砂が遠くに運び去られてしまったために、堅い岩盤からなり、宅地造成には、困難をきわめたと言われている。また、スウェーデンでは南部のマルメやイエテボリ、ストックホルム等でも、北緯56~57°以上に位置するため、太陽光線を住宅内に入れるためには、建物の間隔を日本の常識で考えられている以上の広い幅を必要とする。

第2の条件として、社会的な類似性があげられる。わが国では、大都市生活者の60パーセント以上が農村出身者であり、それ自体は発展のバイタリテイの源泉になっ

ているが、経済企画庁の下河辺氏の研究などで指摘されているように、閉鎖的な農村社会的な独特の都市を形成している。それが近代的な都市計画を推進する際のネックになっているといわれているが、住民の土地に対する執着は異常に強く、ギラン氏の指摘したような郊外のスプロール化をまねいた大きな原因となっている。

建設省の試算によると、「人間らしい快適な都市生活」を1戸建ての個人住宅に求めると、最低200~300㎡の土地を要するとして、首都圏の全人口を収容すると仮定すると、関東平野全体をくい潰しても、まだ不足すると言われている。公共投資の面からも快適な都市建設は不可能になってくる。このように、快適な都市を建設するためには、機能に応じた住宅のシステム化が是非とも必要になってくるわけである。

これに対して、従来、スウェーデンでも、住民は広大な地域で活躍したパイキングの末裔らしく、フランスやイタリー、英国などの市民が古来からアパート生活に慣れていたのとは異なり、広い庭のある木造住宅(丸太造りの)を好む傾向があった。スウェーデンの住宅政策が成功したかげには、このような基本的条件をよく分析し、住民の意識改革を行なったことも重要であろう。今日では、ストックホルムとか、イエテボリ等、都市の近郊では高層住宅が中心となり、地方や郊外では1戸建ての住宅が一般的である。

中間層以上の人々が所有する、別荘や小屋のほとんどが木造であり、家具なども木の素材を活かしたものが好まれることが、その趣好を物語っている。

次に住宅供給の主体、資金供給、レント政策等、民間、地方自治体、中央政府が組織的に一体となり、建設、維持、管理を行ってきた歴史についてふれるつもりである。(つづく)

資料紹介

税金

1. Taxes in Sweden
Published by Skattetalarnas Förening
(The Swedish Taxpayers Association)
(1965年出版)
2. Hur Skatterna Beräknas
Meddelanden från Skattebetalarnas Förening
Gäller inkomståret 1966

LO発行 パンフレット

Landsorganisation i Sverige
(The Swedish Trade Union Confederation)

1. Development of Labour Peace in Sweden 1
by Stig Gustafsson
2. Collective Wage Negotiations for 1964-65 1
and 1966-68
3. The Agreement on Collective life Insurance 2
4. Wage Policy in Sweden Theory and Practice 2
— A Trade Union View on Income policy
5. Labour Legislation in Sweden 2
by Bertil Bolin
6. Collective Bargaining in the Post-War Period 2
Rune Blomkvist

The Swedish Institute 発行 パンフレット

Sweden Today

1. The Common Nordic Labor Market 1

- by Gunnar Olsson
2. Vocational Training for Adults in Sweden 1
by Anna Wiman
3. Swedish Design
by Dag Widman
4. Prevention of Childhood Accidents in Sweden 1
5. Current Swedish Periodicals and Serials: 1
Engineering and Related Subjects 1968
Compiled by Dagman Odqvist
6. Town and Country Planning in Sweden
Today by Eva Hamrin and Erik Wirén

労働問題

1. Swedish Professional Associations as Trade 2
Unions Published by The Swedish
Confederation of Professional
Associations (SACO)
2. White Collar Trade Unions 2
Edited by Adolf Sturmthal
3. The Swedish Employers Confederation 2
4. This is TCO 2
5. Trade Unions in a Social Constitutional 1
State by Ludwig Rosenberg
6. Basic Agreement. 1
Between The Swedish Employers'
Confederation and The Confederation of
Swedish Trade Unions

【活動メモ】

◆研究会活動 Study Meetings

- 3・25 経済産業・福祉国家合同研究。「スウェーデン
経済の最近の動向」発表者 小野寺信氏
- 3・28 老人問題研究。「スウェーデンの老人福祉」
発表者 菊池幸子氏(立正女子大学教授)
- 4・1 民主主義発達史研究。A History of Sweden
第18章 発表者 鈴木幸子氏。

◆日瑞往来 Persons to and from Sweden

3月16日から3週間、埼玉生協の「ヨーロッパ生協視
察調査団」一行32人(団長井堀繁雄理事長)は、スウェ
ーデン、西独、デンマーク、スイス、英国などの生協活
動を視察調査して4月7日帰国した

4月2日、中央大学助教授 丸尾直美氏(当所監事)
は調査研究のためスウェーデンに出発。

4月4日から10日まで、カール・G・ミュルダール博
士がNHKの招きで来日。

◆資料パンフレットの発行 Pamphlet

「スウェーデン造船工業の展望と1968年の業績」スウ
ェーデン工業調査協会編 小野寺信氏 A5版46頁 頒
布価1部100円(送料35円)

◆国際未来学会 International Conference of
Future Reseach

4月10日から一週間、第一回国際未来学会が京都国際
会議場で開催され、スウェーデン未来研究所などから7
人の学者が参加した。また、本研究所関係者らとも交流
を行った。

◆新規加入法人 New Member of Legal Persons

秋木工業株式会社 代表者 安 得三
日本加工製紙株式会社 代表者 安 得三



◆ダーメン教授 公害問題コンファランスへ来日

この3月日本で開かれた公害問題国際コンファランス
出席のため来日したダーメン教授(ストックホルム経済
大学)は、当研究所の高須・丸尾両教授等と懇談した。
その席で、同教授は、国民総生産(GNP)の増加が環
境の質(environmental quality)をむしろ低下させて
きている歴史的傾向があることを指摘し、これからの社
会では、GNPの増加だけでなく環境の質の向上を政策
目的として重視すべきだと強調した。また、ダーメン教
授は、公害をなくし、環境の質を向上させるための政策
としては、公害許容基準を決めて官庁がこれを直接規制
するやり方よりも、公害をもたらす設備等に一種の税
(charge)を課して、公害を生じないような技術革新を
もたらすようにさせる政策をとるほうが好ましいとの教
授の持論を述べた。